

新生児聴覚検査機器購入支援事業について

目的

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、産婦人科又は耳鼻咽喉科を標榜する施設における検査機器（自動ABR）の購入を支援することにより、都内における新生児聴覚検査体制の整備推進を図る。

経緯

H29年度 新生児聴覚検査の公費負担制度に係る協議の開始

- ・都、区市町村、東京都医師会の間で公費負担制度の協議をH29年12月から開始

H31年度 新生児聴覚検査の公費負担制度を都内全区市町村で導入

- ・公費負担額 3,000円
- ・区市町村が共通受診券を配布
- ・都内であれば、住所地以外の区市町村の医療機関でも使用可

都事業「新生児聴覚検査リファーマーのファミリーサポート」実施（都民提案事業・単年度終了）

- ・医療機関における検査機器の購入補助：基準額300万円、補助率1/2
- ・区市町村において相談支援を担う保健師等の配置支援：基準額650万円、補助率1/2

都ホームページによる検査情報（医療機関等の情報）の提供

関係機関向け研修会等の実施

「新生児聴覚検査実務の手引き」作成、配布

R2年度 国事業「新生児聴覚検査体制整備事業」開始

令和5年度（予算額：50,400千円）

- 国の「新生児聴覚検査体制整備事業」を活用し、都内の分娩取扱医療機関等における自動ABRの設置促進を図る
- 補助対象：自動ABR未設置の都内産婦人科又は耳鼻咽喉科施設で、自動ABRを新たに購入する施設
- 補助単価：3,600千円（1医療機関当たり）
- 補助率：10 / 10（負担割合：国1/2・都1/2）

